

社会人の学び直しに関する現状等について

1. 高等教育機関における状況

大学・専修学校の正規課程における社会人受講者数

○大学、短期大学、大学院の修士課程(通学)は、いずれも社会人受講者の割合が10%未満であるものの、博士課程及び専門職学位課程(通学)では社会人受講者の割合が約5割に及んでいる。

○大学、短期大学、大学院とも、通学に比べ通信は圧倒的に社会人受講者の割合が高い。

			在学者数	社会人数		社会人の割合
大学	通学		2,556,062 人	以 2 上 5 の 歳 者	28,258 人	1.1%
	通信		165,386 人		142,683 人	86.3%
	全体		2,721,448 人		170,941 人	6.3%
短期大学	通学		127,836 人	以 2 上 5 の 歳 者	3,087 人	2.4%
	通信		21,443 人		6,395 人	29.8%
	全体		149,279 人		9,482 人	6.4%
大学院	修士課程	通学	158,974 人	以 上 30 歳 の 者	14,796 人	9.3%
		通信	3,108 人		2,879 人	92.6%
		全体	162,082 人		17,675 人	10.9%
	博士課程	通学	73,877 人		37,283 人	50.5%
		通信	212 人		208 人	98.1%
		全体	74,089 人		37,491 人	50.6%
	専門職学位課程	通学	16,623 人		7,331 人	44.1%
		通信	538 人		489 人	90.9%
		全体	17,161 人		7,820 人	45.6%
	全体		253,332 人		62,986 人	24.9%
専修学校	高等課程		40,095 人	就 業 者	7,869 人	19.6%
	専門課程		588,183 人		63,902 人	10.9%
	一般課程		27,828 人		881 人	3.2%
	全体		656,106 人		72,652 人	11.1%

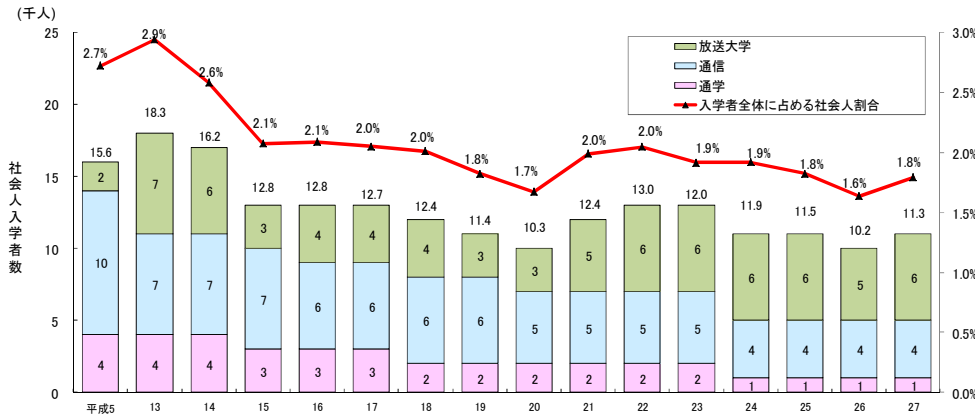
- ※ 大学、短期大学及び大学院(通学)の在学者数並びに大学、短期大学及び大学院(通信)在学者数及び社会人(25歳または30歳以上の者)数の出典:平成27年度学校基本統計
- ※ 大学、短期大学及び大学院(通学)の社会人(25歳以上または30歳以上の者)数は推計値(平成27年度学校基本統計をもとに、各入学者(通学)のうち25歳または30歳以上の者の割合を各在学者数(通学)に乗じて算出)
- ※ 専修学校の在学者数の出典:平成27年度学校基本統計
- ※ 専修学校の社会人(就業者)数の出典:平成26年度私立高等学校等実態調査
- ※ 専修学校の在学者のうち「就業者」とは、職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者をいう。ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。

大学・専修学校の社会人入学者数の推移

大学、大学院の正規課程への社会人入学者数は、ここ数年、微増・微減があり、横ばい傾向である。
短期大学、専修学校の正規課程への社会人入学者数は、減少傾向である。

大学

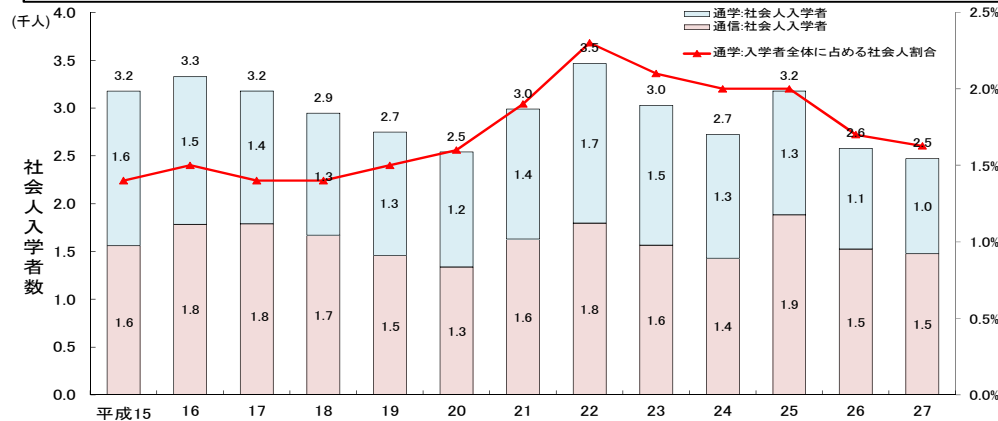
大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約1.8万人がピークに、平成20年度の約1.0万人まで減少。その後増減し、平成27年度は約1.1万人。



※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。
※ 通信、放送大学は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。
※ 通信及び放送大学の「社会人」は、「職業をもたない者(例えば、家庭の主婦・主夫)」を除いた者を指す。
出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

短期大学

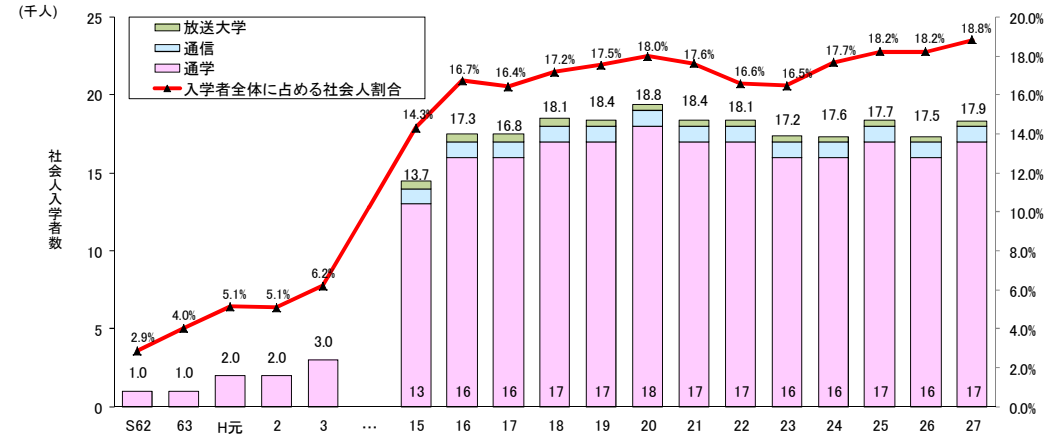
短期大学士課程への社会人入学者数は平成22年度の約3,500人をピークに平成20年度の約2,500人まで減少。その後、増加・減少を繰り返し、平成27年度は約2,500人。



※ 通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。
※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。
※ 通信の「社会人」は、「職業をもたない者(例えば、家庭の主婦・主夫)」を除いた者を指す。
出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

大学院

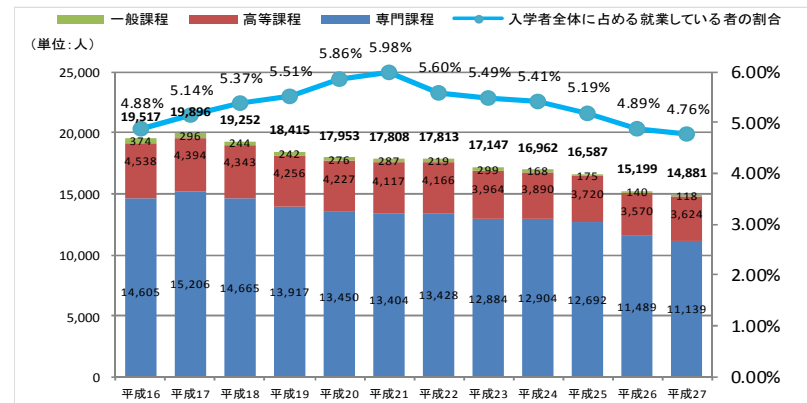
博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数(推計)は、平成20年度の約1.9万人をピークに微減し、平成27年度は約1.8万人。



※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から按分)。
※ 通学の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。
出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

専修学校

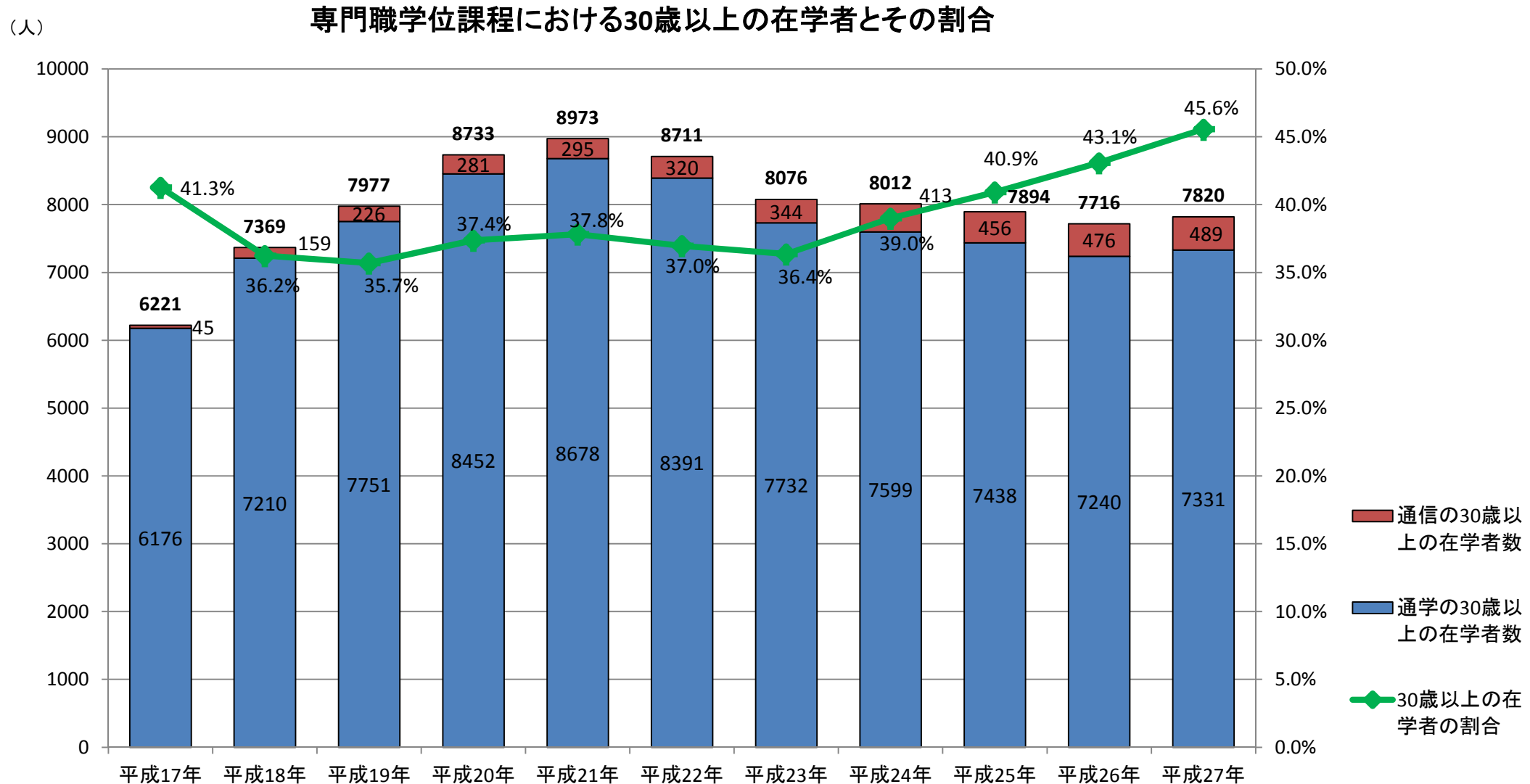
専修学校への入学者のうち就業している者の数は平成17年度をピークに減少し、平成27年度の入学者のうち就業している者は、約1万5千人。



出典：学校基本統計
「就業している者」とは、会社、工場、商店、官公庁等の事業所に勤務し、給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いている者をいう。
自家業・自営業を営んでいる者を含み、家事手伝い、臨時的な仕事に就いている者は含まない。

専門職大学院における社会人受講者数の推移

専門職大学院においては30歳以上の在学者が45.6%であり、在学者に占める30歳以上の者の割合が直近の5年間で約10%上昇している。



※「社会人」は、30歳以上の者とする。

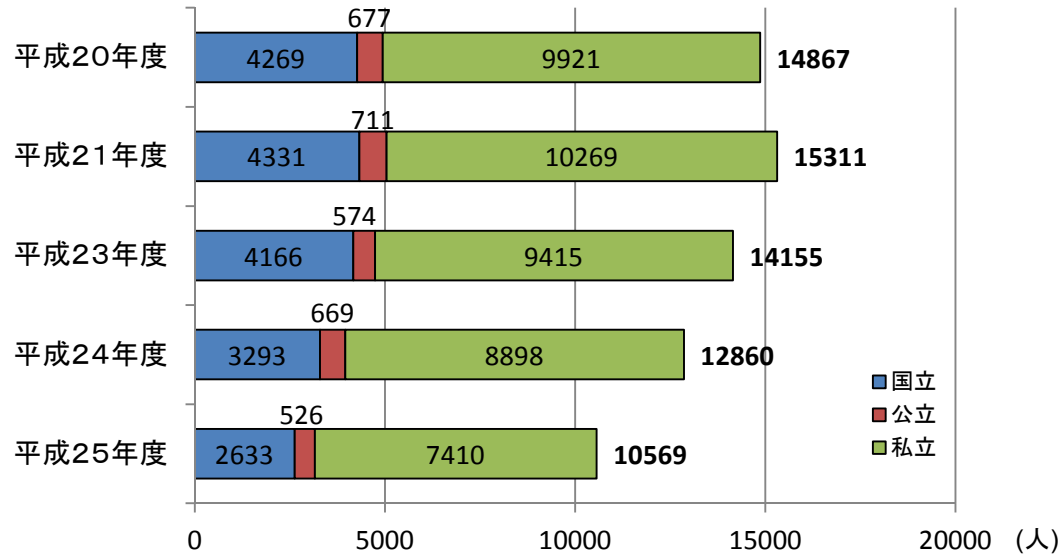
※通学の社会人受講者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」をもとに、通学の入学者のうち30歳以上の者の割合を通学の在学者数に乗じて算出)

出典: 文部科学省「学校基本統計」を基に作成

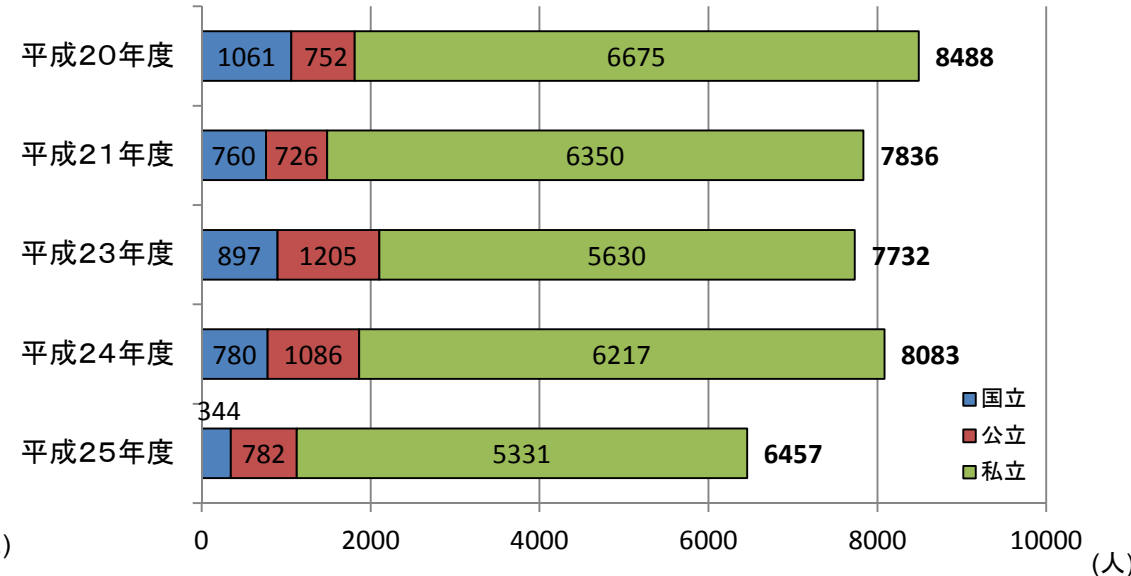
大学における正規課程以外の社会人受講者数の推移

科目等履修生(社会人)、聴講生(社会人)及び履修証明プログラム受講生とも、横ばいあるいは微減の傾向である。

科目等履修生の受入れ数(社会人)



聴講生数(社会人)



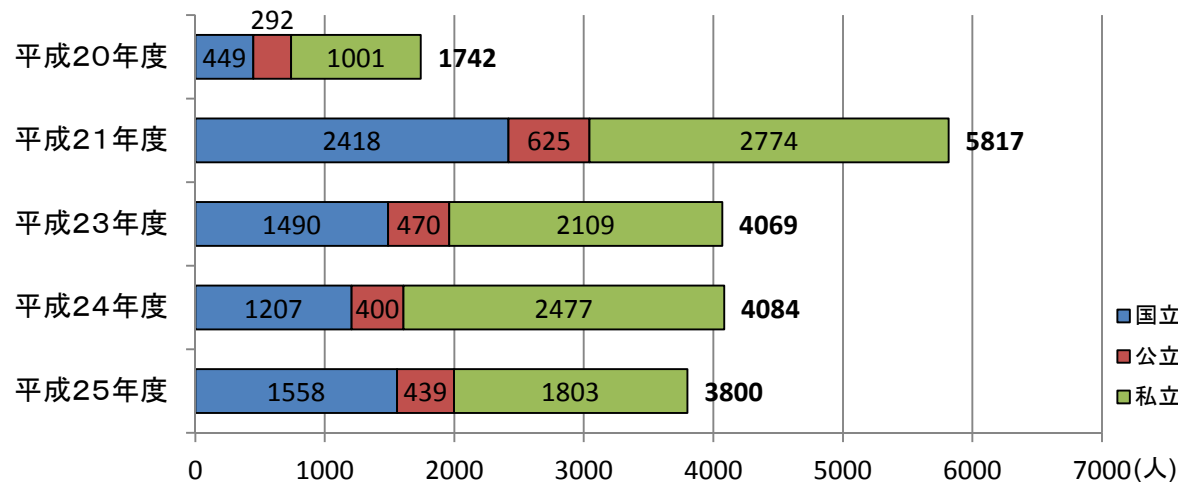
(※1) 通信制の学部・研究科、放送大学を除く。(※2) 社会人は、就業者及び主婦・高齢者等で職業に従事していない者。
(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

出典: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

(※1) 通信制の学部・研究科、放送大学を除く。(※2) 社会人は、就業者及び主婦・高齢者等で職業に従事していない者。
(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

出典: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

履修証明プログラムの受講者数



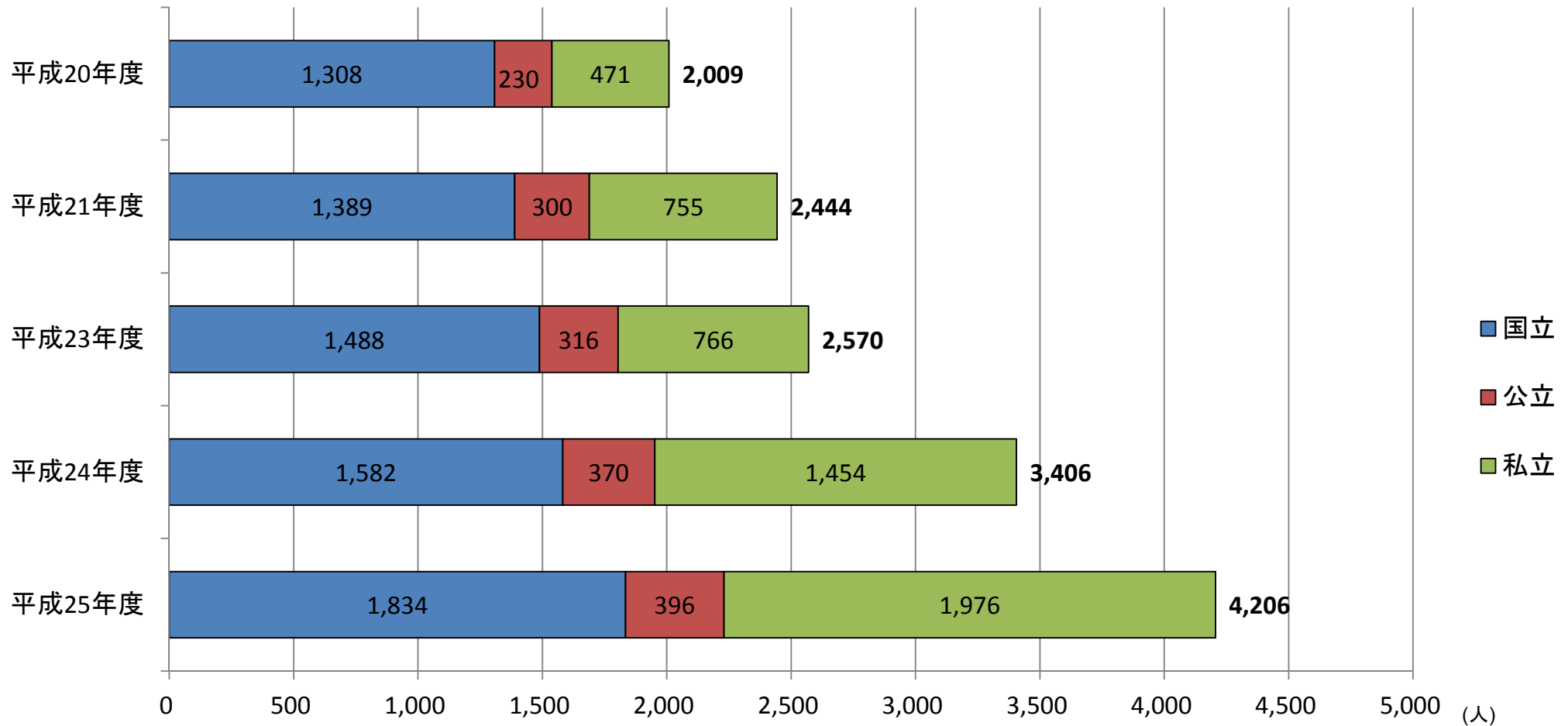
(※) 放送大学を除く。
(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

出典: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

大学における長期履修制度を利用した受講者数の推移

長期履修制度の利用者は、増加傾向にあり、5年間で倍増している。

長期履修制度を利用した受講者数

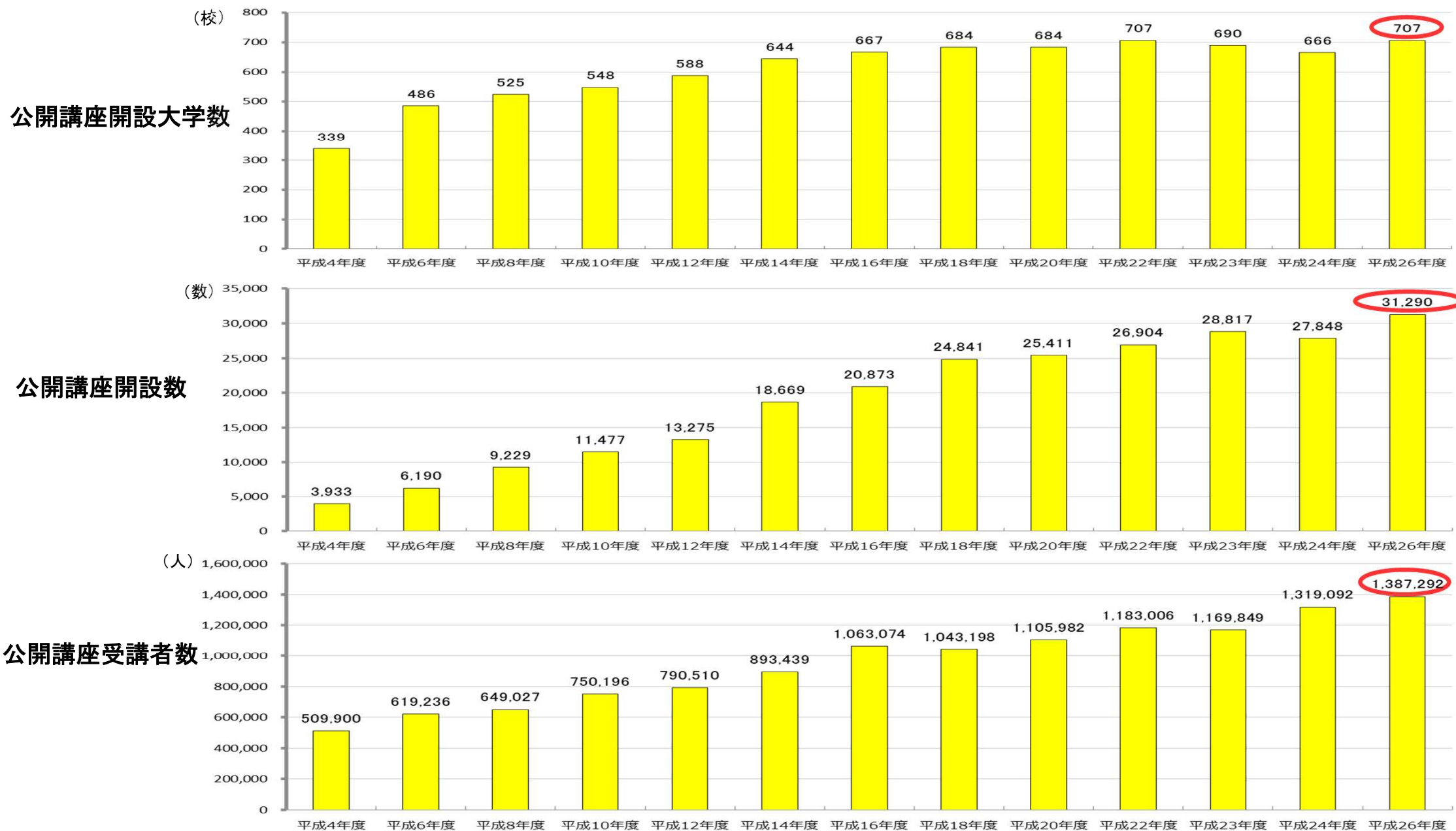


(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

出典: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

大学における公開講座実施状況

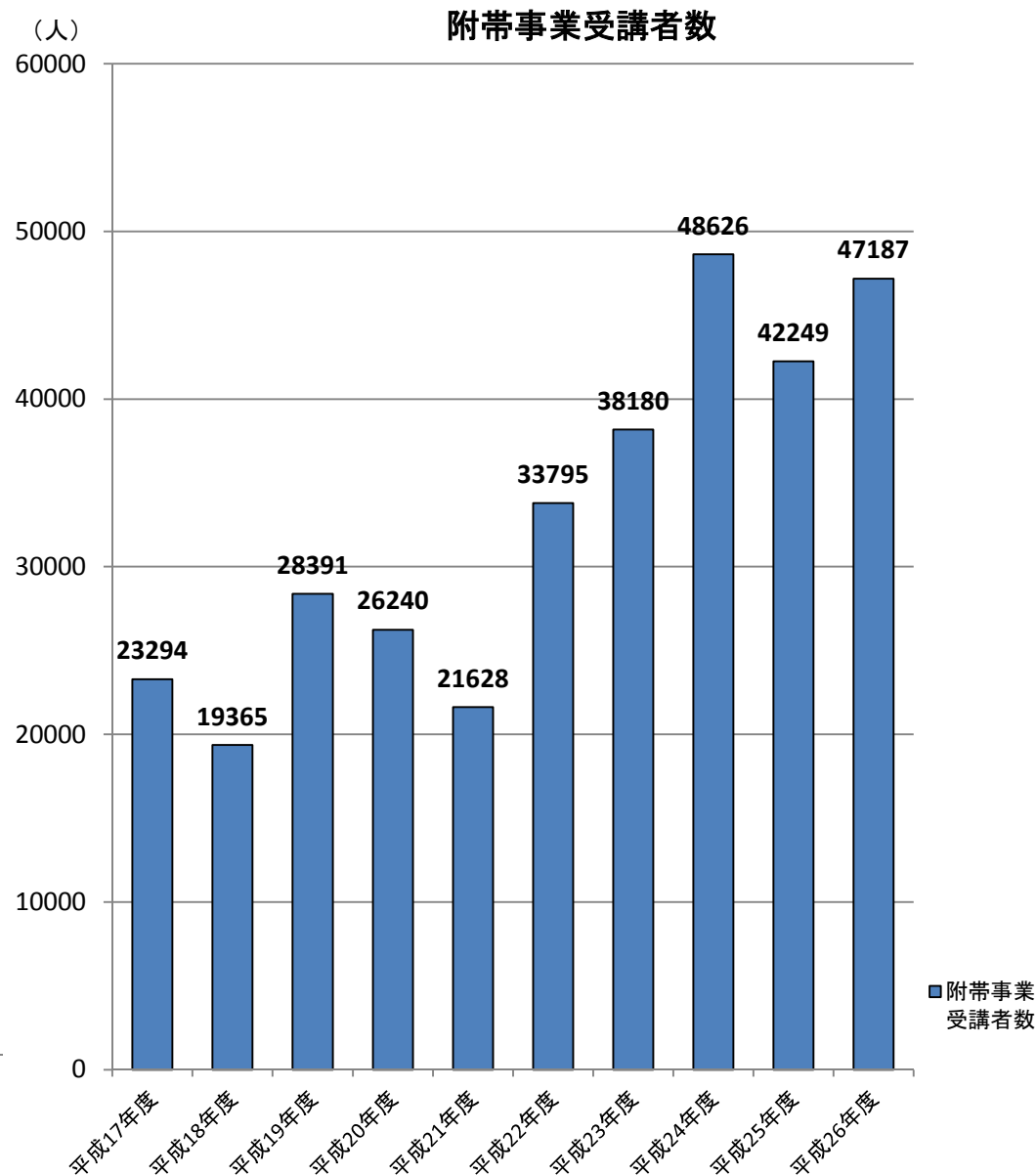
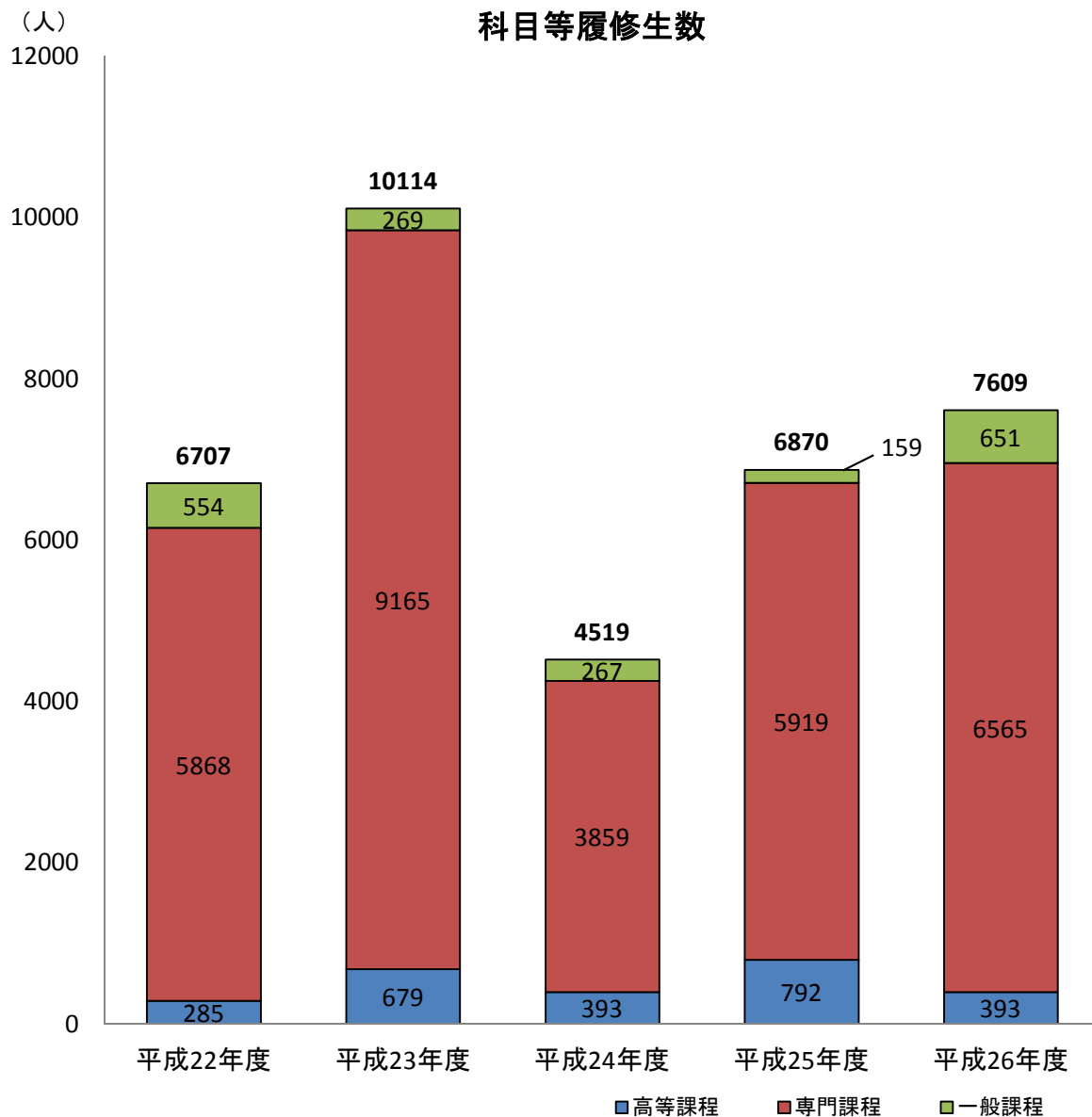
公開講座を開設している大学数、公開講座開設数、公開講座受講者数ともに、年々上昇傾向であり、公開講座受講者数については、平成4年度との比較で約3倍に増加している。



出典: 文部科学省「平成27年度開かれた大学づくりに関する調査研究」(平成28年3月)

専修学校における正規課程以外の社会人受講者数の推移

専修学校における科目等履修生数は、平成23年度が1万人を超え最大となっているが、ここ数年では増加の傾向。附帯事業の受講者数は、10年間で約2倍に伸びており、上昇傾向である。

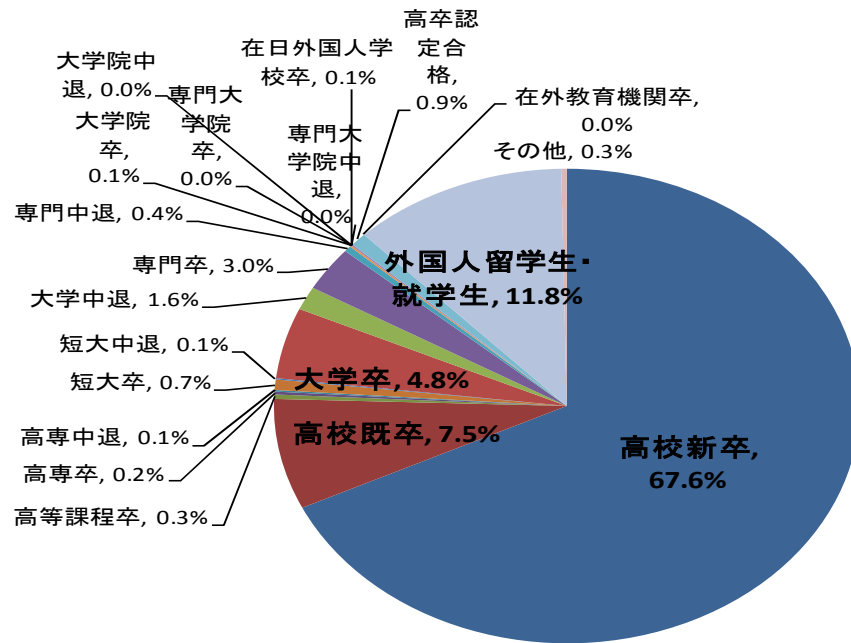


専門学校生徒の状況

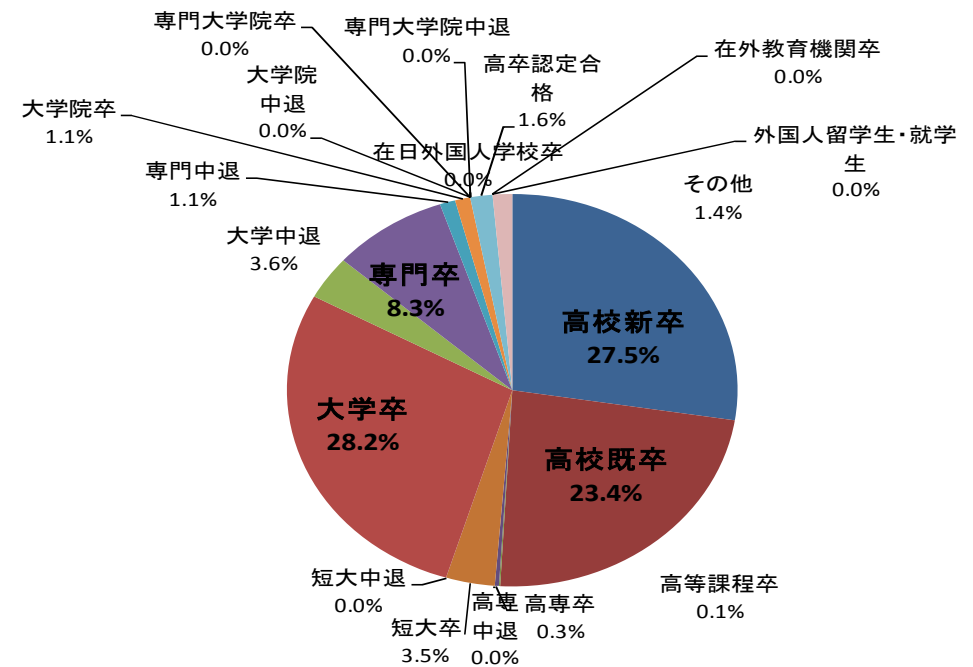
一旦就職した者や、大卒・専門課程卒等、高等教育機関を卒業した者も入学しており、特に夜間部においては、高校・高等専修学校卒業直後に入学している者の割合は3割以下。

●平成27年4月 専門学校入学者の学歴

[昼間部]

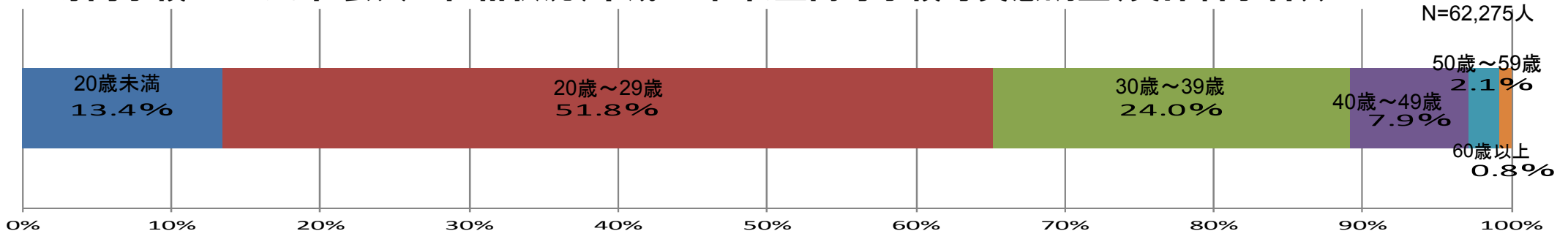


[夜間部]



出典:平成24年度 専修学校各種学校調査統計資料(東京都専修学校各種学校協会)

●専門学校における社会人の在籍状況(平成24年 私立高等学校等実態調査(文部科学省))



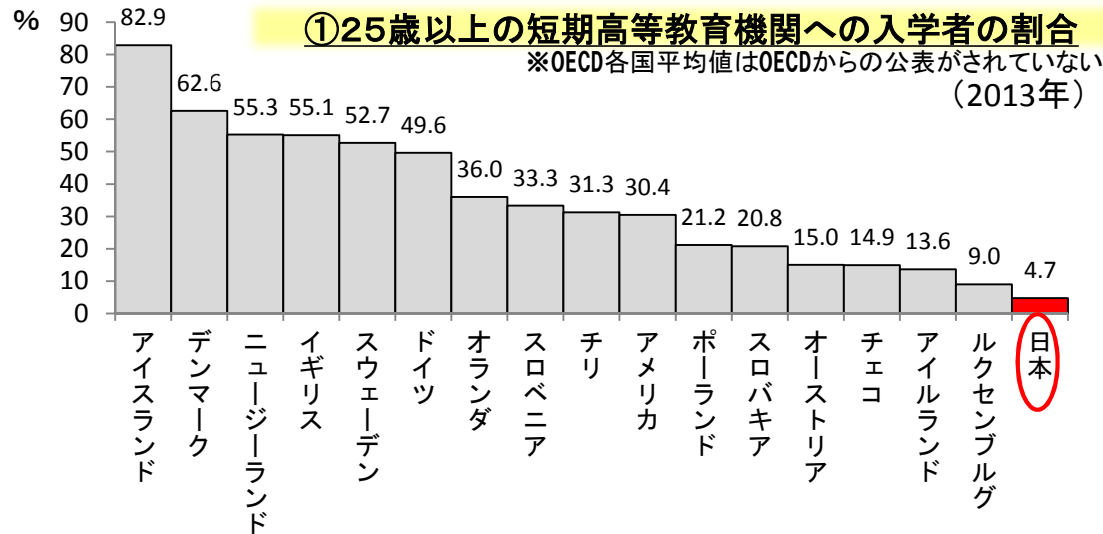
2. 高等教育機関における 国際比較

高等教育機関における社会人入学者割合の国際比較

日本の短期高等教育機関、「学士」課程及び「修士」課程における社会人入学者の割合は、低いものとどまっている。(2013年)

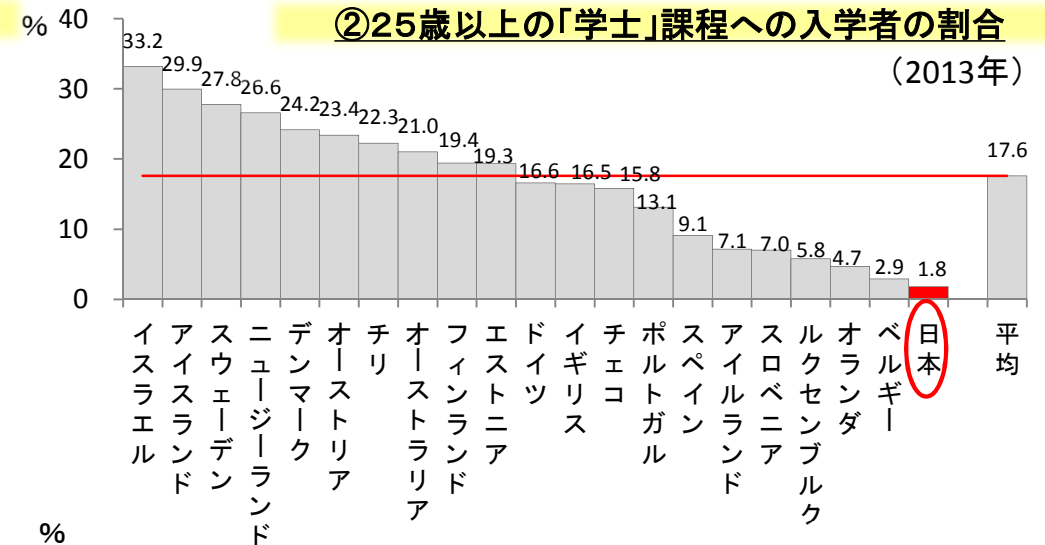
①25歳以上の短期高等教育機関への入学者の割合

※OECD各国平均値はOECDからの公表がされていない
(2013年)



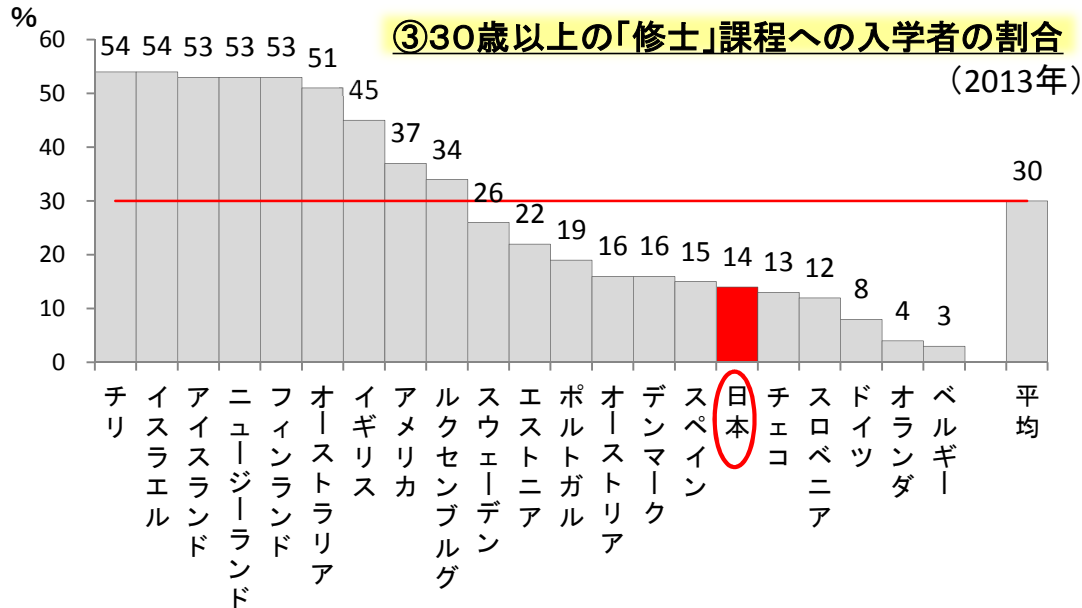
②25歳以上の「学士」課程への入学者の割合

(2013年)



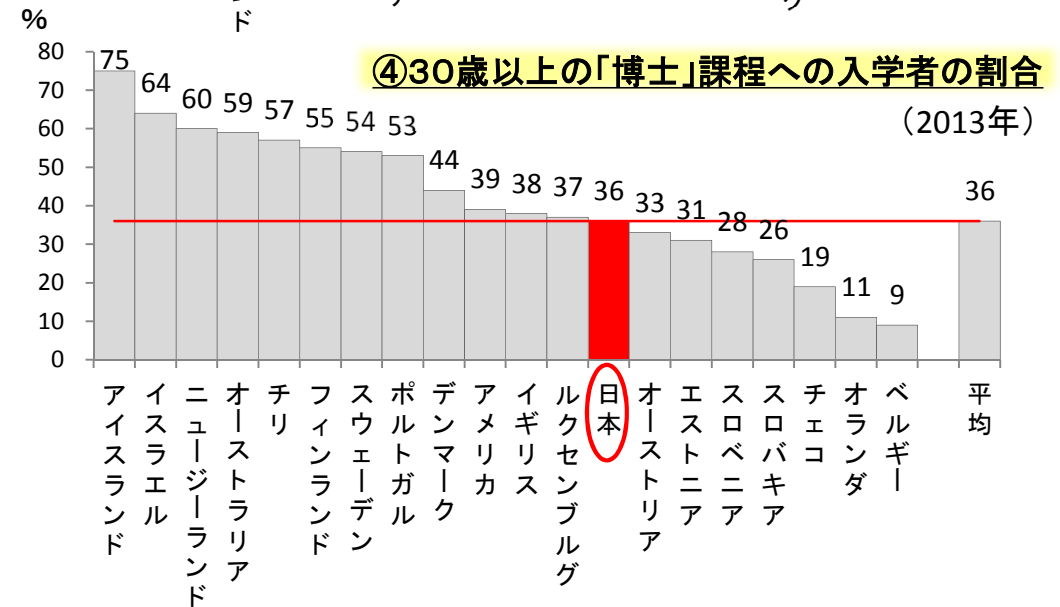
③30歳以上の「修士」課程への入学者の割合

(2013年)



④30歳以上の「博士」課程への入学者の割合

(2013年)



出典: OECD Education at a Glance (2015)。留学生を除いた入学者に占める25歳又は30歳以上の割合

ただし、日本の数値については、①「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(留学生を含む)。なお、日本においては短期大学及び専修学校(専門課程)の入学者を対象として算出。

②「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(留学生を含む)。

③「学校基本統計」による修士課程及び専門職学位課程への社会人入学生数の割合。(留学生を含む)

④「学校基本統計」による博士課程への社会人入学生数の割合。(留学生を含む)

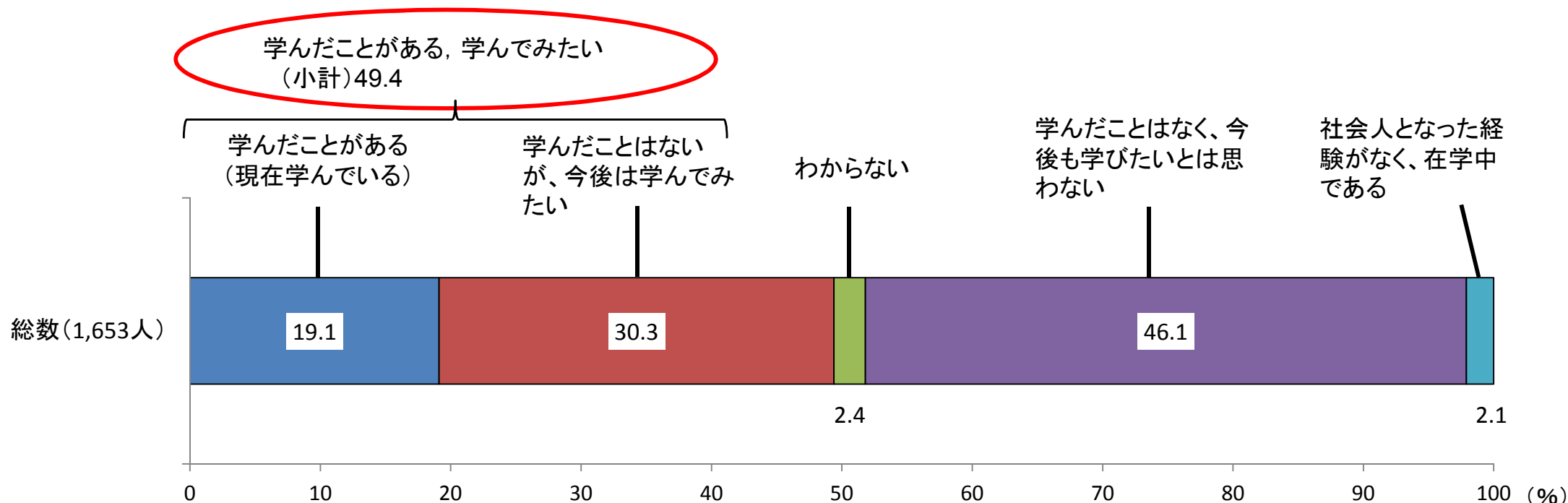
3. 国民の意識等

学び直しに関する国民の意識①（学び直しの実施状況）

- 社会人になった後も、学校（大学、大学院、短大、専門学校など）で学んだことがある（学んでいる）人は、約19%。今後学んでみたいという人は、約30%。
- 学んだことがある、今後学んでみたいという人の合計は、約49%

1. 学び直しの実施状況（全体）

問 あなたは、学校を出て一度社会人となった後に、大学、大学院、短大、専門学校などの学校において学んだことがありますか。この中から1つだけお答えください。なお、正規の課程に限らず短期プログラムや公開講座など、学習の形態は問いません。



出典：平成27年度教育・生涯学習に関する世論調査※

※全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象とした抽出調査(有効回収率55.1%)

学び直しに関する国民の意識②（学び直したいと考えた理由）

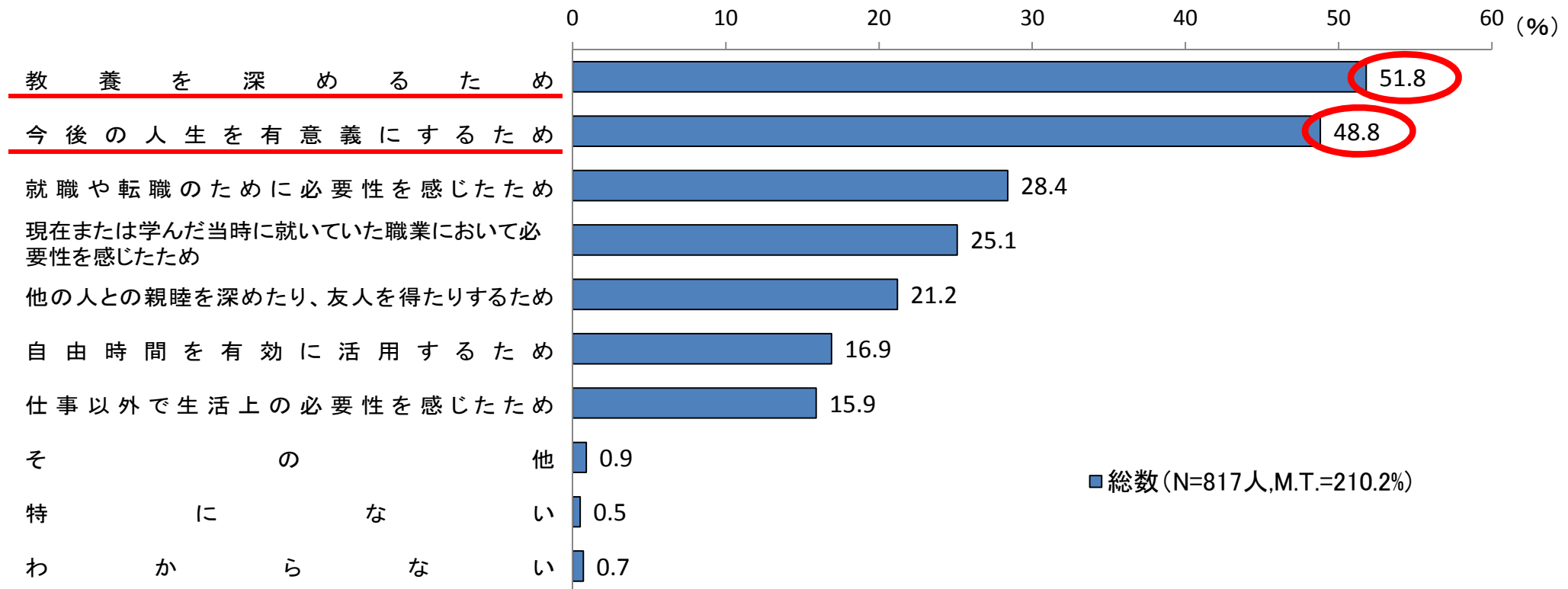
「学び直し」の理由について、全体としては、
「教養を深めるため」「今後の人生を有意義にするため」と回答した人が多く、約5割。

教養を深めるため： 51.8%

今後の人生を有意義にするため： 48.8%

2. 学び直したいと考えた理由（全体）

問（「学んだことがある（現在学んでいる）」、「学んだことはないが、今後は学んでみたい」と答えた方に）学びたいと考えた理由はなんですか。この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

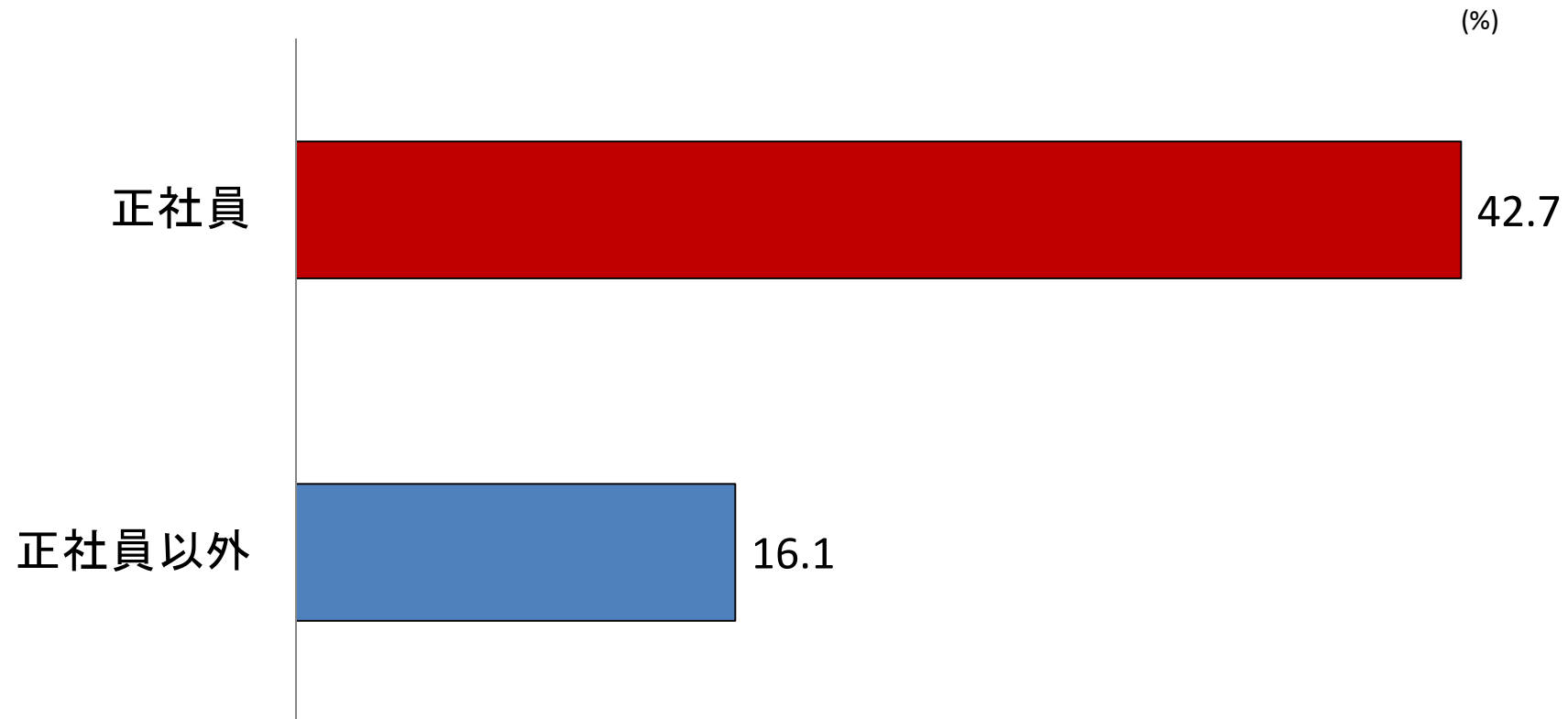


学び直しに関する労働者の意識（自己啓発の実施状況）

自己啓発※を行った労働者は、正社員で42.7%、正社員以外では16.1%。

※自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない）。

自己啓発の実施状況



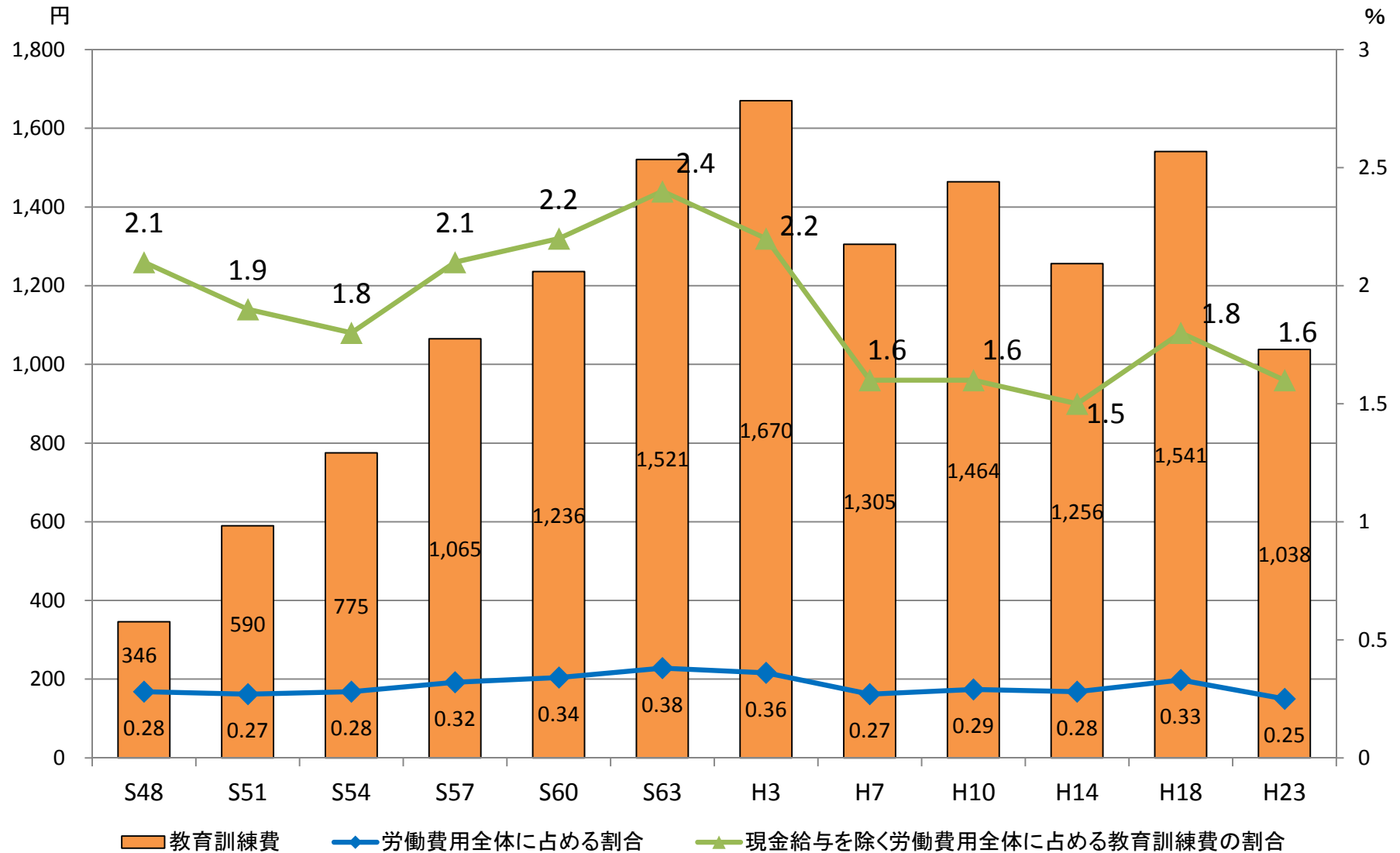
出典：平成27年度能力開発基本調査※

※30人以上の常用労働者を雇用する企業、事業所、事業所に属する労働者を対象とした抽出調査

4. 企業の状況

民間企業における教育訓練費の推移

民間企業における教育訓練費は、低下・横ばい傾向。



出典：労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」、「賃金労働時間制度等総合調査報告」、厚生労働省「就労条件総合調査報告」（抽出調査）

・ここでの教育訓練費とは、労働者の教育訓練施設に関する費用、訓練指導員に対する手当や謝金、委託訓練に要する費用等の合計額をいう。

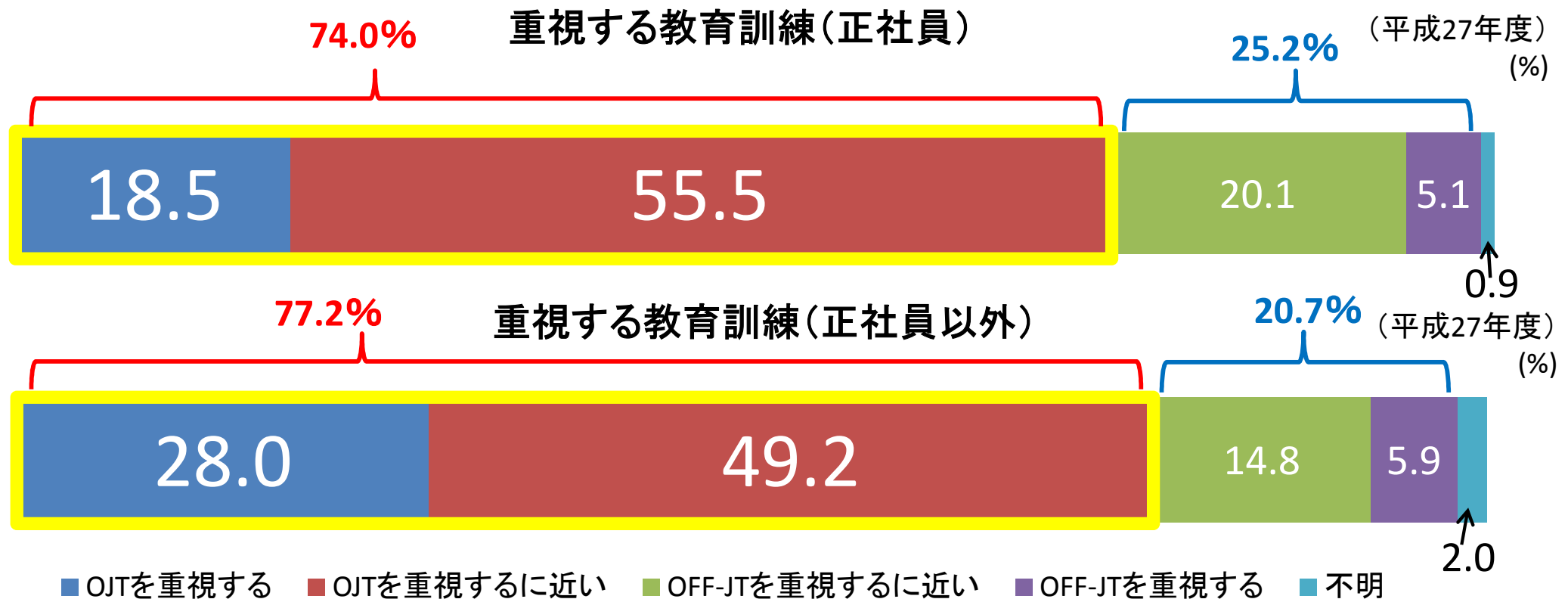
・現金給与以外の労働費用には、退職金等の費用、現物給与の費用、法定福利費、法定外福利費、募集費、教育訓練費、その他の労働費用が含まれる。

企業の状況①（重視する教育訓練）

- 正社員に対する重視する教育訓練については、
「OJT」を重視する又はそれに近いとする企業は、74.0%、
「OFF-JT」を重視する又はそれに近いとする企業は、25.2%。
- 正社員以外に対する重視する教育訓練については、
「OJT」を重視する又はそれに近いとする企業は、77.2%、
「OFF-JT」を重視する又はそれに近いとする企業は、20.7%。

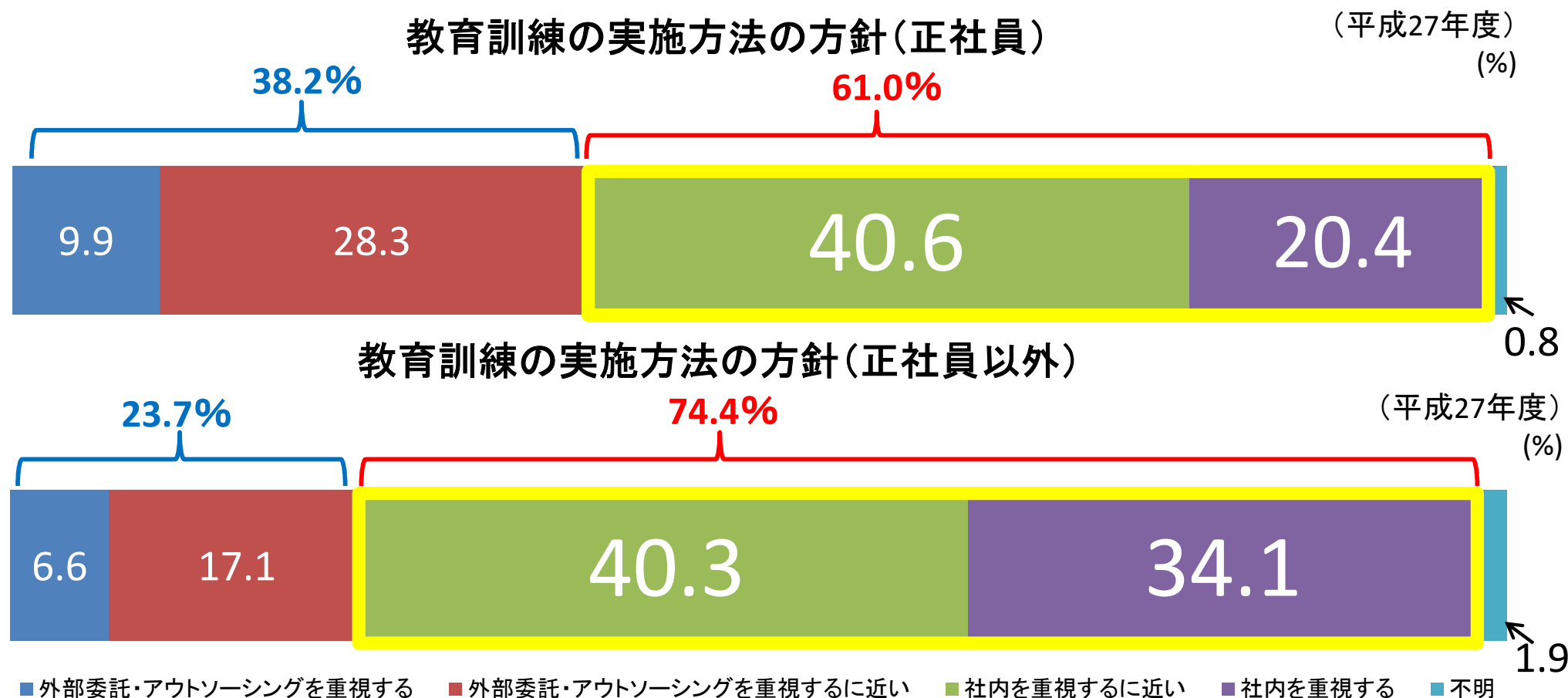
※OJT： 日常の業務に就きながら行われる教育訓練

OFF-JT：業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)



企業の状況②（教育訓練の実施方法）

- 正社員に対する教育訓練の実施方法の方針については、
「社内」を重視する又はそれに近いとする企業は61.0%
「外部委託・アウトソーシング」を重視する又はそれに近いとする企業は38.2%
- 正社員以外に対する教育訓練の実施方法の方針については、
「社内」を重視する又はそれに近いとする企業は74.4%
「外部委託・アウトソーシング」を重視する又はそれに近いとする企業は23.7%



5. 高等教育機関等における 推進施策

教育訓練給付

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金

- 支給要件：被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されており、現在指定講座数は10,056講座。

② 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(中長期的なキャリア形成支援措置)【平成26年10月1日施行】

- 支給要件：被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された(又は雇用されている)場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定(指定講座数2,092講座)
 - ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程：1, 230講座
(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
 - ・ 専門学校の職業実践専門課程：760講座(期間は、2年)
 - ・ 専門職大学院：79講座(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
 - ・ 職業実践力育成プログラム：23講座
(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)
 - ・ 情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程：平成28年10月より指定
(時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(※2)②専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に2箇月ごとに支給(教育訓練支援給付金。平成30年度までの暫定措置)

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
 - 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- ⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

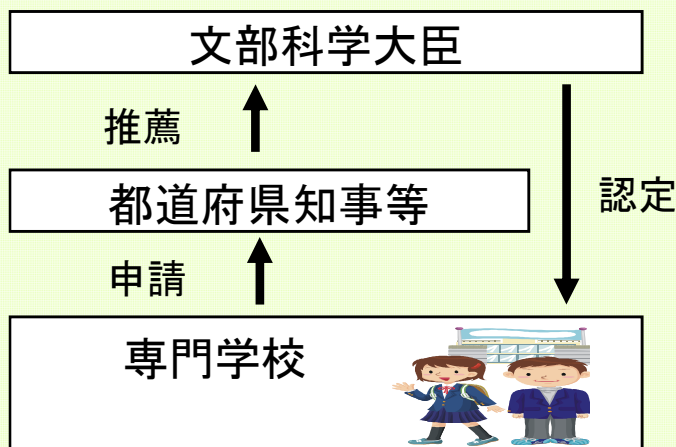
先導的試行としての「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度を創設

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

平成25年8月30日 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート
(833校、2,450学科(平成28年2月19日現在))

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定**

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業**②双方向若しくは多方向に行われる討論**

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動**④企業等と連携した授業**

(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、**①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※大学等からプログラムの公募を行い、平成27年12月に制度創設後初めて、**123課程を認定**

(今後、毎年公募を行う予定)

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

養成する人材

◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】

※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

●生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として

・生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上

・高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供

●その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として

・新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案

・新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓

など

など

◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《 成長分野等で求められる人材例 》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた機関として明確化。

修業年限

◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。

※ 高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供

◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。

※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定

※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

教育内容・方法

《実践的な職業教育のためのカリキュラム》

◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得。

◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。

* 設置基準等により義務付け

《産業界・地域等のニーズの反映》

◎ 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備

* 設置基準等により義務付け

《社会人等が学びやすい仕組み》

◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。

※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

教 員

- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
 - ― **必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。**
 - ― さらに、専任実務家教員については、**その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。**
* 設置基準等により義務付け
- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。
※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

入 学 者 の 受 入 れ

- ◎ **専門高校卒業生、社会人学生、編入学生**など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- ◎ 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮**し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

質 保 証

- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。
※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、**校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。**
- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則40人以下**とすることを義務付け。
- ◎ **大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。
- ◎ 認証評価については、**専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価を導入。**
※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を取り入れ。

研究機能の位置付け

- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
→ **職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向**

学 位

- ◎ **実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称を設定。**
※ 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。
※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

名 称

- ◎ **例えば、4年制は、「専門職業大学」、「専門職大学」など
2・3年制は、「専門職業短期大学」、「専門職短期大学」など。**
※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

設 置 形 態

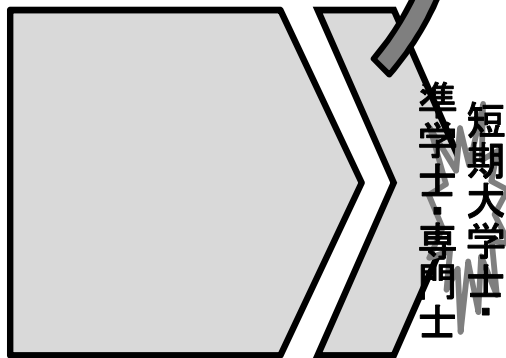
- ◎ **大学、短期大学が、一部の学部、学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。**

財 政 措 置

- ◎ **必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていく。**
※ 機関に対する基盤的経費やプロジェクト経費、学生に対する修学支援や教員に対する研究助成の措置を図ることを基本とする。
※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多元的な資金導入との好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

社会人・パートタイム学生向けの多様な学習機会の提供

就職



短大・高専
・専門学校

新たな高等教育機関

※ 後期課程と同様、
多様な学習スタイル
による学習機会を
提供

前期課程

就職

編入学

編入学

進級

再入学



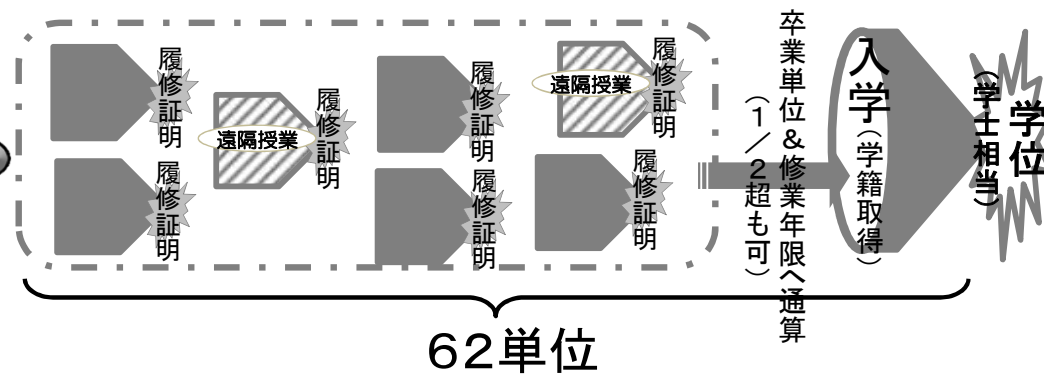
従来型の
履修による
学位取得

後期課程

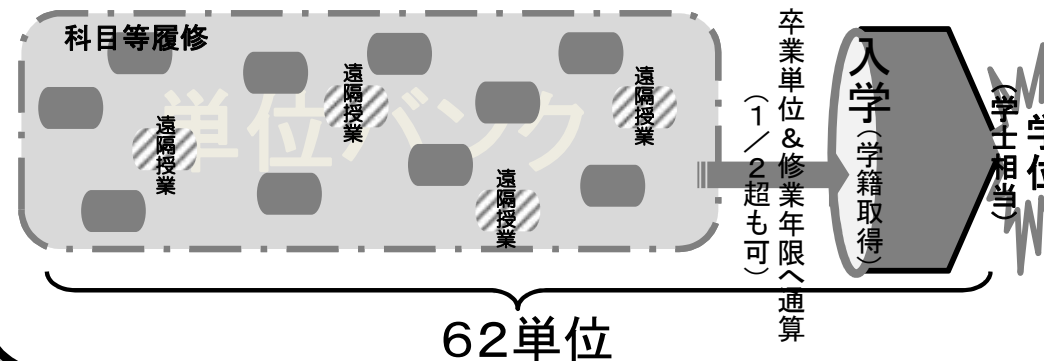


（期限を付さない）
長期履修による
学位取得

※ 長期履修学生に係る収容定員上算定の取扱いについては、履修の実態に応じ、
実員数に一定の係数（例えば、前年度の履修単位数÷31など）を乗じて按分。
※ 長期履修学生の授業料については、単位制授業料の導入など、設置者において適切に配慮。



短期プログラムの
積み上げに
よる学位取得



『学内単位バンク』を
活用した
学位取得

放送大学の概要



設立の趣旨・目的

学生数

- 生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供
 - 高等学校卒業者等に対し、柔軟かつ流動的な大学進学機会を提供
 - 既存大学との連携協力等による我が国の大学教育の改善への貢献
- 昭和56年 放送大学学園設置
昭和58年 放送大学 設置

在学者数合計 **89,218人**

学部 84,000人
修士課程 5,181人
博士課程 37人

[平成28年度第1学期]

テレビ・ラジオ・オンラインで学べる

テレビ科目 177科目
ラジオ科目 171科目
オンライン科目 10科目

平成27年度より実施

[平成28年度第1学期]

BS デジタル	テレビ 231 Ch.	ラジオ 531 Ch.	地上放送 (リモコン番号) 12	FM (東京放送局) 77.1 MHz	FM (前橋放送局) 78.8 MHz
インターネット ラジオ	Radiko.jp (ラジコ)				

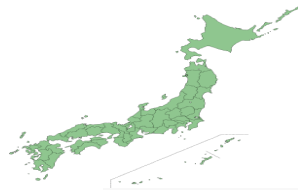
全都道府県に57の学習センター等

面接授業 **3,162** 講座/年 [平成28年3月]

公開講演会 **703** 講座/年 [平成28年3月]

学習センターの役割

- ・面接授業の開講
- ・単位認定試験
- ・DVD・CD、図書の閲覧・貸出
- ・学習相談
- ・サークル活動や交流
- ・放送授業の再視聴



学びやすい授業料

卒業(修了)までに必要な経費

	放送大学	国立(標準額)
学部	約70万円	約214万円
修士課程	約50万円	約107万円
博士後期課程	約140万円	約160万円

学生納付金

(円)

学部	入学料	授業料
全科履修生	24,000	1単位 5,500
選科履修生	9,000	
科目履修生	7,000	

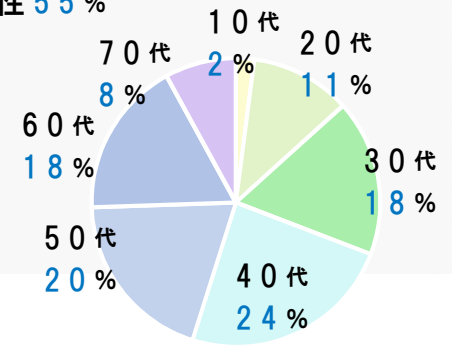
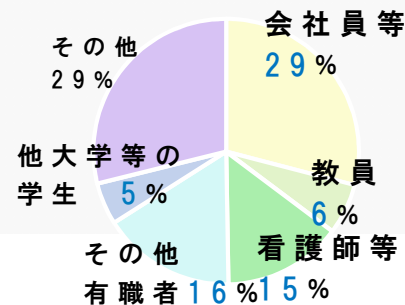
研究科	検定料	入学料	授業料	研究指導料
修士全科生	30,000	48,000	1単位 11,000	176,000
修士選科生	—	18,000		—
修士科目生	—	14,000		—
博士全科生	30,000	48,000	1単位 44,000	1年間 352,000

多様な人に大学教育を提供

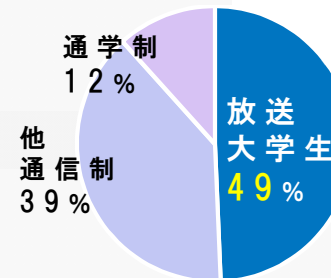
放送大学の学生構成

[平成28年度第1学期]

男性45% 女性55%



※1
全社会人学生に占める
放送大学生の割合

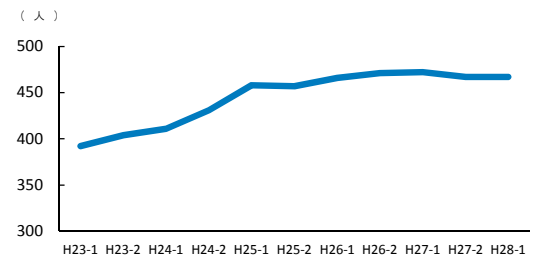


全国の社会人入学者
(大学学部)のうち
49%が放送大学生

[平成26年度]

放送大学で16単位修得して
放送大学入学資格を得た者

※2



※1 社会人とは当該年度5月1日において、給与、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事についているもの

(企業等を退職した者、及び主婦等を含む)

(平成26年度 文部科学省調べ)

※2 出身校を「新制の中学等」と回答した者に限る

さらに学びやすい環境へ (働きながらも学びやすい環境の整備に一層取り組む)

- テレビ・ラジオ授業科目の**99%**(平成28年度)を学生向けに**インターネット配信**
→平成31年度を目処に**100%**を目標
- **スマートフォン・タブレット端末**等でテレビ・ラジオ授業の**99%**が視聴可能 (平成28年度)
→平成31年度を目処に**100%**を目標
- 平成28年度第1学期から**オンライン授業**を8科目新規開講(計10科目)
→平成32年度までに**100**科目の制作及び着手を目標

より社会のニーズに応える科目の開設

急速に変革する現代社会に対応するため、これまでの普遍的で古典的な従来の教養教育に加えて、生涯を通じた能力育成を支援する、新たな教養教育を構築することを目指す。

- 平成28年度より国立女性教育会館と連携し
「**女性のキャリアデザイン入門**」をオンライン授業科目として開講。
- 社会人のキャリアアップ対応科目
 - ・ **特別支援学校教諭免許状**にかかる「学力に関する証明書」発行数|**2,838**(平成27年度)
 - ・ **教員免許講習**受講者数|**9,648**人(平成27年度)
 - ・ **幼保連携型認定子ども園の特例制度**関連科目 受講者数|**2,646**人(平成28年1月)
 - ・ **小学校教員の外国語指導力の向上**に向けた**オンライン授業**を開講予定(平成29年度第1学期～)
 - ・ 准看護師の方が働きながら**看護師国家試験**の受験を目指す放送大学必修型※の
看護師学校養成所2年課程(通信制)の入学者|**2,074**人(平成28年度)
※放送大学必修型|放送大学の科目を看護師学校養成所の教育課程の一部に取り入れており、放送大学の単位の修得を必須とするもの。
 - ・ **認定心理士**資格取得者のうち**34%**(1,087人)が放送大学で資格要件取得
(平成27年度資格取得者及び放送大学における証明書類発行件数による)
- 履修証明制度を活用した、社会人の学び直しに最適な28プランの
科目群履修認証制度を実施。
[認証状発行数累計|**20,069**(平成27年度時点)、平成27年度発行数**1,874**]



大学等との連携の推進 (今後も大学等との連携を推進)

- 放送大学は全国の大学・短大のうち**32%**の大学と単位互換協定を締結

(背景)

【「日本再興戦略」-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)】 (抜粋)

- 一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～
2. 雇用制度改革・人材力の強化
 - ⑤若者・高齢者等の活躍促進 ○若者の活躍促進
 - ・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定)】 (抜粋)

- 一. 日本産業再興プラン
 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)
 - iii) サービス産業の生産性向上
 - ・ サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育を推進するための教育カリキュラムの開発等を実施する。これらの取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

これまでの取組

**産学官
コンソーシアム**

企業・産業界等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有。

環境・エネルギー

食・農林水産

医療・福祉・健康

クリエイティブ

観光

IT

ゲーム・CG

社会基盤

工業

経営基盤

グローバル

航空産業

※実施分野の例



全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

・地域や産業界のニーズに対応した人材の育成
・特色ある教育カリキュラムの開発・実証

教育リソースを有する専修学校等において
「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証

(事業の概要)

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

地域や業界団体・企業等の人材ニーズが高い分野において、社会人等を対象として就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を修得するため、様々な教育リソースを有する各地域の専修学校等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

高等専修学校等において、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法(教育カリキュラムや就業支援等)の開発・実証を行う。

- ➡ 専修学校等の**中核的専門人材・高度人材の養成、社会人等の学び直しを全国的に推進**
- ➡ 高等専修学校等の**特色ある教育カリキュラム等を全国的に共有**

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT)

【背景・課題】

サイバーセキュリティ、IoT、ビッグデータ、人工知能、組み込みシステムなど、情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決することのできる人材の育成は急務であり、我が国の極めて重要な課題

【例えば、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導くためにもセキュリティ技術者等の高度のIT技術者の育成は不可欠
また、長期的視点からも、学部教育でのアクティブラーニングの推進や、大学における社会人学び直し機能の強化は喫緊の課題

- 大学教育における、実践的な教育 の推進
- 大学での、現役のIT技術者の学び直し の推進

} ⇒ 大学における人材育成機能の強化

【平成29年度の事業概要】

平成28年度選定分の継続支援…大学と産業界との教育ネットワーク形成により、学部3～4年生を主な対象とした実践的な教育を推進する。
平成28年度に新規採択した1運営拠点・4中核拠点の取組の2年目を支援。【第2期enPiT(H28~32)】

平成29年度選定分の支援（新規）…大学が有する最新の研究の知見に基づき、現役IT技術者を主な対象として、情報科学分野を中心とする高度な教育（演習・理論等）を提供する大学を支援することで、社会人学び直しを促進する。【enPiT-Pro(H29~33)】

enPiT-Pro（新規分）の事業概要

主な育成対象者

社会で活躍するIT技術者等

取組内容

大学が有する最新の研究の知見に基づき、社会人（現役IT技術者など）を主な対象とした情報技術分野を中心とする体系的で高度な実践教育プログラム（演習・理論等）を、産業界とのネットワークを活用しながら複数大学の協働により開発・実施する。【社会人学び直し機能の強化を目指す大学院改革の取組を支援する。】



大学等における社会人受入れの推進に関する教育関係の仕組み

	概要
社会人特別 入学者選抜	社会人に対する特別の入学者選抜 【平成27年度実施状況】大 学:551校 入学者: 1,175人 【平成24年度実施状況】大学院:461校 入学者:8,144人
夜間・昼夜開 講制	社会人の通学上の利便のため昼間、夜間に授業を行う制度 【平成25年度実施状況】 大 学:夜間16校、昼夜30校、大学院:夜間24校、昼夜316校 【平成26年度実施状況】 専門学校:夜間等649学科、昼夜211校
科目等履修 生制度	大学等の正規の授業科目のうち、必要な一部分のみについてパート タイムで履修し、正規の単位を修得できる制度 【平成25年度実施状況】(放送大学を除く) 大 学:737校、履修生:17,277人 【平成26年度実施状況】 専門学校:158校、6,565人
長期履修学 生制度	学生が職業を有しているなどの事情により、修業年限を超えて一定 の期間にわたり計画的に履修し、学位を取得することができる制度 【平成25年度実施状況】 大 学:376校、4,206人(学部896人、大学院:3,310人)
通信制	通信教育を行う大学学部、短期大学、大学院修士・博士課程及び 専門学校 【平成27年度実施状況】 大学学部:46校 213,331人、うち放送大学学部 83,642人 大学院:27校、8,627人 大学院(修士課程のみ):7,545人 短期大学:24,111人 専門学校:957人
専門職大学 院	高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院 【平成27年度設置状況】114校 162専攻 うち、法科大学院54校54専攻、教職大学院27校27専攻

	概要
大学院におけ る短期在学 コース・長期在 学コース	大学院の年限を短期又は長期に弾力化したコース 但し、短期在学コース制度は修士・専門職学位課程のみ 【平成24年度設置状況】 短期在学コース :64校 長期在学コース :81校
履修証明制度	社会人を対象に体系的な教育プログラム(120時間以上) を編成し、その修了者に対し、大学・専修学校等が履修 証明書を交付できる制度 【平成25年度実施状況】(放送大学を除く) 大学:83校 受講者数:3,800人 証明書交付者数:2,472人 【平成26年度実施状況】 専門学校:77校 証明書交付者数:2,435人
サテライト教室	大学学部・大学院の授業をキャンパス以外の通学の便の 良い場所で実施する取組 【平成26年度 サテライト教室の設置割合】 大学:16.5%、短大:4.9%
大学公開講座	大学等における教育・研究の成果を直接社会に開放し、 地域住民等に高度な学習機会を提供する講座 【平成26年度開設状況】 開設大学数:968大学等 開設講座数:40,005講座 受講者数:1,727,387人

出典:文部科学省調べ

大学等における履修証明（certificate）制度の概要

趣 旨

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置付けられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

これにより、各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）における社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学習機会の提供を促進。

制度の概要

- 対象者**：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- 内 容**：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- 期 間**：目的・内容に応じ、総時間数 1 2 0 時間以上で各大学等において設定
- 証明書**：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- 質保証**：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保
※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

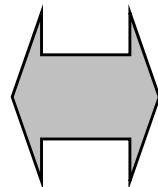
教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な社会貢献



学位プログラム

学生向けに4年で124単位以上→学位

授業科目
授業科目
・



履修証明プログラム

社会人向けに120時間以上→履修証明書

体系的に編成 { 講 習
講 習
・ }
授業科目
・

※講習には公開講座を含めることも差し支えない。

学生や科目等履修生が履修した場合、単位認定が可能。

『女性活躍加速のための重点方針2016』

1. 子育て基盤等の整備(2)家事・子育て・介護支援の充実

④ 大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する。

『ニッポン一億総活躍プラン』(平成28年6月2日閣議決定)

③結婚支援の充実(具体的施策)(抜粋)

全ての高校生に対して、自分の職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、外部協力者の参画を得つつ既存の教科を有機的に連携させて、ワークシート入りの実践的教材を用いた学習の実施、乳幼児触れ合い体験、多様な職業人材・専門家との対話等の体験・交流活動を強化する。このため、教材の作成・配布、都道府県単位の実行体制の構築、教育課程の改善・充実とその徹底、大学・社会人教育への横展開などを推進する。

現状・課題

- ・ 大学等における保育施設の設置はまだ不十分。学業・研究の時間に応じた一時保育等の多様なニーズに応えられていない。
- ・ 女性が子育て等をしながら学び続けていける環境が整っていない。
- ・ 若年層からの男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援も重要。

女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進が必要

28年度

地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討

- ①大学等における保育についての先進事例の課題収集・把握
- ②大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築

男女共同参画社会の実現の加速に向けた学習機会充実事業

- ①若者のためのライフプランニング支援の推進
- ②社会参画につながる女性の学びの促進

29年度

①大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築

自治体等と連携した保育環境や一時保育等サービスの在り方検証

②保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な実践事例調査

学びから就労への円滑な移行など大学等の保育環境の整備とキャリア支援を一体的に実施しているグッド・プラクティスの収集・分析

③ライフプランニング支援の推進

ライフプランニング支援の大学・社会人教育への展開

④地域と大学等の連携による女性の学び支援研究協議会

実践者による取組報告・課題の共有、人的交流による普及

学びを通じた男女共同参画のための有識者検討委員会の設置

大学等において女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境を整備するため保育環境整備を進めるとともに、若者がライフイベントを踏まえた上で進路や就労の選択を行えるよう、男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援の推進を図るなどのキャリア形成支援を推進する。

大学等における学びのための環境整備とキャリア形成支援の仕組みづくりのモデルを構築・普及により、女性が活躍できる社会の構築につながる！

専修学校を活用した地域産業人材育成事業

平成29年度要求額：272百万円【新規】

【事業の背景】

◆産業界からの最新の人材ニーズに対応した教育の実施

実践的な職業教育を行う各分野の専修学校の魅力を更に高めるためには、産業界からの人材ニーズを適時・的確に捉え、各専修学校の教育カリキュラム等に反映する必要。

◆学び直しニーズに対応した教育機会の提供

社会に出た後も、職業人が生涯にわたる職業生活の中で、キャリアアップを求められる場面も多くなることが想定されており、社会人等の学び直し環境の整備を支援することが重要。

この事業の取組
社会のニーズ
政府の提言

「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業の実施により

- ・教育機関と産業界の連携強化
 - ・社会人等が学びやすい教育プログラムの開発
- を実施

・学校を出て一度社会人となった後に大学や専門学校等で学びたいと思っている者は30代・40代で約4割存在。

・社会人が教育機関で学びやすくするには、社会人向けのプログラムの拡充や土日祝日夜間における授業の拡充が必要 ※平成28年2月内閣府「教育・生涯学習に関する世論調査」

【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）】（抜粋）

(3) 女性活躍

大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を図る

平成29年度に実施する取組概要

各分野の学校と業界団体等による教育内容の即応的改編・充実の仕組みの創設

我が国の専修学校群が、自由度の高い制度特性を生かしながら、変化する社会ニーズに的確に応え、その役割を果たしていくことを支援。

»専修学校と産業界・行政機関等を構成員とする協議会において、各分野における人材育成のあり方を検討し、各専修学校における教育内容の改編・充実につなげるとともに、持続可能な協議体制の整備を促す。

（併せて、地域版協議会を設置し、各地域の地方版総合戦略における専修学校の参画促進を図るとともに、分野横断的な連携・情報共有を行う連絡協議会を設置する。）



分野別の人材育成協議会の取組 (PDCA+α)

- P 最新の産業動向や業界ニーズ把握・共有
- D ニーズを踏まえた具体的な教育機会の提供
- C 効果的な教育体制・手法の検証
- A 時代に応じ適時に教育手法等の改善がなされるプロセスの確立
- α 組織の自立化に向けた検討 等

専修学校を活用した社会人等の学び直し機会の提供

復職やキャリアアップを目指す者に対する学び直し機会の提供を図るため、実施講座を検索できるポータルサイトを構築するとともに、社会人等のニーズに対応した教育プログラムを実施するための短期講座等の開設を促進する。

»子育て等で退職した者や知識等の高度化を目指す者に対する学び直し機会を拡大

①社会人等の学び直し講座の開設促進

専修学校が附帯事業として社会人等の学び直しに資する公開講座を実施する際の隘路となっている課題に対し、改善するための方策について実証的に検証・分析を行うための調査研究を実施。

②学び直し講座ポータルサイト構築

専修学校が提供する社会人等の学び直し講座を検索できるポータルサイトを構築。

目指す 方向性

- ① 今後の産業動向・人材ニーズを踏まえた各専修学校における教育実践
- ② 上記①を可能にする産学官による持続可能な体制の確立

学びを通じたステップアップ支援促進事業

現 状・背 景

- * 高校進学率
・全世帯：98.8% ⇔ ・生活保護世帯：**92.8%**
- * 高校中退者
・**毎年5～6万人**
（・全世帯1.5% ⇔ ・生活保護世帯：**4.5%**）
* 若年無業者
・**約56万人**
- * 就職内定率
・高校新卒者：約9割 ⇔ 中学新卒者：**約3割**
- * 高卒資格を受験要件とする教育機関や職業資格
・学校：**大学、専門学校** 等
・職業資格：**保育士試験、2級土木施工管理技術検定試験** 等
- * 高校中退者の意識
・**高卒資格が必要：約8割**

■ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

➤工程表：希望どおりの結婚（若年の雇用安定化・所得向上）①（若者の雇用安定・待遇改善（その2））

【具体的な施策】

・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の就労・自立の実現に向け、個々人に応じて切れ目ない支援を各地で提供するため、内閣府・厚生労働省・文部科学省の3府省が連携し、寄り添い型、伴走型の支援の全国展開を地域の実情を踏まえつつ進める（地域における子供・若者伴走型支援パッケージの推進）。

（中略）

③高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者・ひきこもりの若者等へのアウトリーチ型等の就労支援や高卒資格の取得に向けた学びの支援を実施。

■教育再生実行会議第九次提言（平成28年5月20日）

〔高校中退者を継続支援する体制の構築等〕

（前略）高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援する。

趣 旨

高校中退者等は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分でないところ、国において、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。

中退防止や中退者の就労支援については、従前より、高校の進路指導や地域若者サポートステーション等を中心とした支援が行われている。



概 要

学習相談

- ・教育委員会事務局OBや退職教員等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高卒認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介など、学習に関する相談・助言を行う。
※本人のみでなく、保護者を含めた相談も可能とする。

学習支援

- ・図書館、公民館等の地域の生涯学習施設を活用し、学習者に対して学習の場を提供する。
※ICT教材をはじめ、教科書センター等の協力を得て、教科書や副教材の閲覧・貸出も可能とする。
- ・退職教員、学生等のボランティア、NPO等の協力を得て、学習者の自習を支援する。

職業資格取得・就職

実施箇所数:4か所

※実施主体:教育委員会又は首長部局の生涯学習担当部署

若者の社会的自立